

土壤汚染対策法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第10条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第3条第1項の指定に関する事務
- 二 法第32条第1項の指定の更新に関する事務
- 三 法第35条、第37条第1項及び第40条の規定による届出の受理に関する事務
- 四 法第36条第3項及び第39条の規定による命令に関する事務
- 五 法第42条の指定の取消しに関する事務
- 六 法第43条の公示に関する事務
- 七 法第54条第5項の報告及び立入検査に関する事務